仕　様　書

１．件名

令和８年度洗車外１件

２．業務概要

本契約は、別府港湾・空港整備事務所及び大分港海岸分室に配置している車両の洗車等を行うものである。

３．規格及び予定数量

配置場所	配置車両	洗車（ワックス洗車・洗車機）	車内清掃
別府港湾・空港整備事務所	①小型貨物自動車	４回	４回
	②軽自動車	４回	４回
大分港海岸分室	③小型貨物自動車	４回	４回
	④軽自動車	４回	４回

洗車については、洗車後の拭き上げも含む。

予定数量は増減を生じる可能性があるが、過不足の保証は行わない。

４．履行期間

令和８年４月１日から令和９年３月３１日まで。

５．履行場所

①②の車両については、別府港湾・空港整備事務所（別府市石垣東 10-3-15)からの走行距離が概ね 3km 以内に所在する履行場所にて洗車等を行うことができること。

③④の車両については、大分港海岸分室（大分市大字海原字地浜 916-5）からの走行距離が概ね 3km 以内に所在する履行場所にて洗車等を行うことができること。

６．カードの発行

受注者は履行場所において使用可能な洗車等のカード（入会金及び年会費無料であり、クレジット機能を有しないものに限る。）を、受注者が指定する日までに４枚納品すること。

カードの発行及び廃止等の手続きに係る経費は受注者負担とする。

７．契約方法

本契約は、回数当たりの単価契約とする。

有効な見積りを行った者のうち、予定価格の制限の範囲内の見積価格で、最も低い価格の見積り（洗車等の単価と予定数量を乗じた額の合計額）を行った者を契約の相手方とする。

８．支払い方法等

（１)受注者は洗車等の際、納品書等（日付、車両ナンバー、品名等の記載があるもの）を当局職員の確認を受け、交付すること。

（２)受注者は１ヶ月分を取りまとめて、翌月に請求書を提出すること。なお、請求金額に円未満の端数が生じた場合は切り捨てるものとする。発注者は請求書を受領後、30 日以内に請求書記載の銀行口座へ振込みによる方法により支払う。

９．その他

⑴ 本仕様書に記載なき事項及び本契約の遂行上疑義が生じた場合は、双方協議のうえ解決するものとする。

⑵ 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について

1) 当契約において、暴力団員等による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否すること。また、不当介入を受けた時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。下請負人等が不当介入を受けたことを認知した場合も同様とする。

2) 1)により警察に通報又は捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により発注者に報告すること。

3) 1)及び 2)の行為を怠ったことが確認された場合は、指名停止等の措置を講じることがあること。

4) 当契約において、暴力団員等による不当介入を受けたことにより納期に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。